# 第8 税 制

1.	市税税率の変遷	98
2.	住民税の所得控除等一覧	111
3.	過去5ヵ年における主な税制改正等による増減収額 ····································	124

### 1. 市税税率の変遷

<u> </u>	1. 市税税率の変遷						
税	目	年度	34~35	36	37	38	39
市	個	均等割(円)	600	同左	同左	同左	同左
民	人	所 得 割	<u>20</u> 100	同左	※別表 準拠税率	※別表 準拠税率	※別表 準拠税率
税	法	均等割(円)	2,400	同左	同左	同左	同 左
	人	法人税割	9.7	同左	同左	同左	同左
県目	民税	均等割(円)	100	同左	同左	同左	同左
	民税	所 得 割	8 100	同左	150万円以下     2       150万円超     4       100     100	同左	同左
固	定	資 産 税	1.4	同左	同左	同左	同左
都	市	計 画 税	<u>0.2</u> 100	同左	同 左	同左	同左
軽自	動:	車 税 (円)	○原動機付 自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車 1,500 ○二輪小型 自動車 2,500	90cc超 1,000 ○軽自動車 二輪 1,500 三輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000	90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ.軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000	90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ.軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000 口. 小型特殊自動車	同左
市た	ば	こ消費税	11 100	同左	12 100	13.4 100	15 100
電	気	ガ ス 税	10 100	同左	9 100	<u>8</u> 100	7 100
鉱		産税	1 100	同左	同左	同左	同左
商品	切	手 発 行 税	3 100	同左	同左	同左	同左

40	41	42~44
600	同左	同左
※別表標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
		資本金等
2,400	同左	1千万円以下 2,400 1千万円超 4,000
10.1     S41.4.1前に開始し       6.30前に終了する     事業年度分       10.4     100	10.7	同左
100	同左	同左
150万円以下     2       150万円超     4       100	同左	同左
1.4 100	同左	同左
0.2	同左	同左
○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 4,500 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 その他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同左	同左
15 100	同左	18.1 100
7 100	同左	同左
1 100	同左	同左
3 100	同左	同左

<del>!!!</del>	巾积	税率の変	<b>彦(</b> 稅 <i>)</i> │			1		1
税	目	年度	45	46	47	48	49	50
	個	均等割(円)	600	同左	同左	同左	同左	同左
市	人	所 得 割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
民	法	均等割(円)	資本金等 1千万円以下 2,400 1千万円超	同左	同左	同左	同左	同左
税	人	法人税割	4,000 10.7 100	同 左	同左	同左	13.7 100	同左
	L 民税	均等割(円)	100	同左	同左	同左	同左	同左
(市員と併	民税)	所 得 割	150万円以下 2 100 150万円超 4 100	同左	同左	同左	同左	同左
固	定	資 産 税	1.4 100	同左	同左	同左	同左	同左
都	市	計 画 税	0.2	同左	同左	同左	同左	同左
軽自	動:	車 税(円)	○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ・軽自動車 ニ 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 4,500 ロ・小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 その他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同左	同左	同左	同左	同左
市た	ば	こ消費税	18.1 100	同 左	同 左	同左	同左	同左
電	気	ガ ス 税	7 100	同 左	同左	6 100	電気税 $\frac{6}{100}$ ガス税 $\begin{cases} \frac{5}{100} \\ \frac{4}{100} \end{cases}$	電気税 $\frac{5}{100}$
鉱		産税	1 100	S46.3.29 削除				
商品	占切	手発行税	<u>3</u> 100	同左	同左	同左	同左	同左
入	湯 1	说 ( 円 )	(45年度から) 20	40	同左	同左	同左	100
特別	上	地保有税				保有分 1.4 100 取得分 3 100	同左	同左
事	業	所 税				-		新増設分 5,000円 資産割 300円 従業者割 <u>0.25</u>

	_	年度	=				
秭	<b>~</b> 1目		_	51	52	53	
	個	均等割(	均等割(円) 1,700		同左	同 左	
	人 所得割		割	※別表	※別表	※別表	
	市		〔円)	標準税率  ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人超 40,000 ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人以下 20,000 ○資本等の金額1千万円超・ 1億円以下 20,000 ○資本等の金額1千万円以下 7,200	標準税率  ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人超 134,000  ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人以下 40,000  ○資本等の金額1千万円超 1億円以下 40,000  ○資本等の金額1千万円以下 8,000	標準税率  ○ 資本等の金額(相互会社は純資産額、以下同じ) 50億円超・従業者100人超 1,000,000  ○ 資本等の金額10億円超50億円以下・従業者 100人超 560,000  ○ 資本等の金額1億円超10億円以下・従業者100人超  ② 資本等の金額10億円超・従業者100人以下  ② 資本等の金額1億円超10億円以下・従業者100人以下  ② 資本等の金額1億円超10億円以下・従業者100人以下  ② 資本等の金額1千万円超1億円以下  ③ 資本等の金額1千万円以下 8,000  (本則 13,000)	
		法人税	割	$\frac{13.7}{100}$	14.5     資本等の金額     13.7       100     1千万円以下の法人     100	同 左	
		均等割(	(円)	300	同 左	同 左	
市民と併		所 得	割	$     \begin{array}{r}       150万円以下                                    $	同左	同 左	
固	定	資 産	税	$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左	
都	市	計画	税	$\frac{0.2}{100}$	同 左	0.3	
軽自	軽自動車税(円)		円)	○原動機付自転車 50cc以下 650 90cc以下 1,000 90cc超 1,300 ○軽自動車 二 輪 2,000 三 輪 2,600 四輪以上	同 左	同左	
市た	ば	こ消費	税	18.1	同 左	同 左	
電		気	税	5 100	同左	同 左	
ガ		ス	税	$\frac{2}{100}$	同左	同 左	
商品	切	手発行	ī 税	$\frac{4}{100}$	同 左	同 左	
入	易	税(P	)	100	150	同 左	
特別	上	地保有	一税		同 左	同 左	
事	業	所	税	新増設分 5,000円 資 産 割 300円 従業者割 0.25 100		同左	

	יולף נוו	祝楽の変			1	
税	入 祖	年度	54		55	56~57
	個	均等割(円)	1,700		2,000	同左
市	人	所 得 割	※別表 標準税率		※別表 標準税率	※別表 標準税率
民税	法人	均等割(円)	資本等の金額     従業者数       資本等の金額     100人超       50億円超     100人以下       資本等の金額     100人以下       50億円以下10億円超     100人以下       資本等の金額     100人以下       10億円以下1億円超     100人以下       資本等の金額     1億円以下1千万円超       資本等の金額     1千万円以下	税 率 年間 1,000,000 134,000 560,000 134,000 40,000 40,000 当分の間 8,000 (本則 13,000)	同左	同左
		法人税割	14.5 100 資本等の金額 1千万円以下の法人	$\frac{13.7}{100}$	同 左	14.7     資本等の金額     13.9       1千万円以下の法人     100
県国	民税	均等割(円)	300		500	同 左
市民と使	民税 併課	所 得 割	<ul><li>○150万円以下</li><li>○150万円超</li><li>2 100</li><li>4 100</li></ul>		同左	同左
固	定	資 産 税	1.4		同 左	同 左
都	市	計 画 税	0.3 100		同左	同 左
軽 自	1 動	車 税(円)	<ul> <li>○原動機付自転車</li> <li>50cc以下</li> <li>90cc超</li> <li>○軽自動車</li> <li>二 輪</li> <li>四輪以上</li> <li>長 用</li> <li></li></ul>	750 1,100 1,450 2,000 2,850 5,200 6,500 2,900 3,650 1,450 4,300 3,650	同左	同左
市た	こば	こ消費税	18.1 100		同 左	同 左
電		気 税	100		同 左	同 左
ガ		ス税	$\frac{2}{100}$		同 左	同 左
商品	占切	手発行税	$\frac{4}{100}$		同 左	同 左
入	湯	兑 ( 円 )	150		同左	同 左
特別	1 土	地保有税	100	$\frac{3}{100}$	同 左	同 左
事	業	所 税	新増設分5,000F資産割300F従業者割0.25 100		新増設分 6,000円 資 産 割 500円 従業者割 <u>0.25</u> 100	同左

58			59		60	
2,000		同 左			2,500	
※別表 標準税率		※別表 楞	準税率		※別表 標準税	率
	税率	資本等の金額	従業者数 税 率			
	1,500,000	資本等の金額	50人超 年間 3,600	-		
50億円超 50人以下 資本等の金額 50人超	270,000 1,000,000	50億円超 資本等の金額	50人以下 480 50人超 2,100	0,000		
50億円以下10億円超 50人以下	270,000	50億円以下10億円超		,000		
資本等の金額 50人超	270,000	資本等の金額		,000	□ <i>→</i>	<u>-</u>
10億円以下1億円超 50人以下 資本等の金額 50人超	100,000	10億円以下1億円超 資本等の金額	<del> </del>	0,000	同力	Ľ.
1億円以下1千万円超 50人以下	80,000	1億円以下1千万円超		1,000		
50人稻	り間 48,000		50人超 当分の間 120			
1	則 80,000) D間 16,000	資本等の金額 1千万円以下	(本則 144, 当分の間 40	_		
50人以下	則 27,000	1十万円以下	50人以下 (本則 48,			
14.7     資本等の金額     13.9       1100     11千万円以下の法人     100			同左		同 2	Ţ.
500			同 左		700	)
	2_		—		. 00	
○150万円以下 -	100		同左		同	左
○150万円超	$\frac{4}{100}$					
$\frac{1.4}{100}$			同 左		同力	ī.
0.3			同左		同左	
○原動機付自転車		○原動機付自転	車		○原動機付自転車	
50cc以下	750	50cc以下	1,000		50cc以下	1,000
90cc以下	1,100	90cc以下	1,200		90cc以下	1,200
		90cc超			90cc超	
9000AE	1,450	90cc#a	1,600		90cc旭 (ただし、60.2.15以降取	1,600
○軽自動車		○軽自動車			○軽自動車	142,000)
	2,000	二輪	2,400		二輪	2,400
三 輪	2,850	三輪	3,100		三輪	3,100
四輪以上		四輪以上			四輪以上	
四輪以上  { 乗 用   営業用   6     自家用   6     貨物用   自家用   3     1	5,200	. #. #	- 営業用 5,500 - 自家用 7,200 - 営業用 3,000 - 自家用 4,000		乗用 自言 貨物用 自言 自言	纟用 5,500
**	6,500		- 自家用 7,200		**	₹用 7,200
人 党業用 5	2,900		- 党業用 3 000		~ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	≰用 3 000
貨物用口索用	3,650	し 貨物用	白家田 4,000		し 貨物用 白点	₹⊞ 4.000
	5,050					ч,000
○小型特殊自動車		○小型特殊自動			○小型特殊自動車	
	1,450	┌農耕作			農耕作業	1,600
しその他	1,300	しその他	4,700		しその他	4,700
○二輪の小型自動車 3	3,650	○二輪の小型自	動車 4,000		○二輪の小型自動車	4,000
$\frac{18.1}{100}$			同 左		<ul><li>従価割 14.3</li><li>従量割 千本</li></ul>	3 につき350円
5 100		同左		同力	Ē	
2		同左		同 力	<del></del>	
100						
100		同 左		同力	Ē.	
150		同 左		同力	r.	
保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分	3 100		同左		同力	Ē.
新増設分6,000円資 産 割500円従業者害0.25 100			同左		同力	<del>.</del>

1.	巾柷	税率の変	<b>巻(統</b> )		
税	月	年度	61	62	63
	個	均等割(円)	2,500	同 左	同左
市	人	所 得 割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
民税	法	均等割(円)	資本等の金額     従業者数     税率       資本等の金額     50人超     年間     3,600,000       50億円超     50人以下     480,000       資本等の金額     50人超     2,100,000       50億円以下10億円超     50人以下     480,000       資本等の金額     50人超     480,000       10億円以下1億円超     50人以下     180,000       資本等の金額     50人超     180,000       1億円以下1千万円超     50人以下     144,000       資本等の金額     50人超     当分の間     120,000 (本則 144,000)       1千万円以下     50人以下     当分の間     40,000 (本則 48,000)	同 左	同 左
		法人税割	$\frac{14.7}{100}$ $\left($ 資本等の金額1千万円以下の法人 $\frac{13.9}{100}\right)$	同左	同左
県具	民税	均等割(円)	700	同 左	同左
(市員と例	民税 件課	所 得 割	○150万円以下 <u>2</u> 100 ○150万円超 <u>4</u> 100	同左	○130万円以下 <u>2</u> 100 ○130万円超 <u>3</u> 100 ○300万円超 <u>4</u>
固	定	資 産 税	$\frac{1.4}{100}$	同左	同左
都	市	計画税	$\frac{0.3}{100}$	同左	同左
軽自	動 :	車 税(円)	・	同左	同左
市たばこ消費税 ※平成元年から 市たばこ税			従価割14.3(本年度においては、たばこの小売定価から 千本につき1,000円を控除)従量割千本につき640円	従価割14.3(S63.3.31まで、 たばこの小売定価から千本 につき1,000円を控除) 従量割千本につき350円 (S62.3.3までは640円)	同 左
電		気 税	<u>5</u>	同左	同左
ガ		ス税	<u>2</u> 100	同 左	同左
商品	- 切	手 発 行 税	<u>4</u> 100	同 左	同左
入	湯	说 ( 円 )	150	同左	同左
特 別	土	地保有税	保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同 左	同 左
事	業	所 税	新増設分 6,000円 従業者割 <u>0.25</u> 資 産 割 600円	同 左	同 左

元~2	3~4	5	6
同 左	同左	同左	同左
※別表標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
同 左	同左	同左	資本等の金額     従業者数     税率       資本等の金額     50人超年間 3,600,000       50億円超     50人以下 492,000       資本等の金額     50人超 2,100,000       50億円以下10億円超     50人以下 492,000       資本等の金額     50人超 480,000       10億円以下1億円超     50人以下 192,000       資本等の金額     50人超 180,000       1億円以下1千万円超     50人以下 156,000       資本等の金額     50人超 当分の間 120,000 (本則 144,000)       1千万円以下 50人以下 当分の間 50,000 (本則 60,000)
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
○500万円以下 <u>2</u> 100 ○500万円超 <u>4</u> 100	○550万円以下 2 100 ○550万円超 4 100	同左	同 左
同 左	同 左	同左	同 左
同左	同 左	同左	同 左
同左	同左	同左	同左
市 紙巻たばこ た 1,000本につき1,997円 ば 旧3級品の紙巻たばこ こ 1,000本につき 948円 税	同左	同左	同左
FI +	F1 +-		
同 左 	同 左 同 左	同左	同左
同 左	同左	同左	同左
同 左	同左	同左	同左

1.	巾祝	税率の変	<b>巻(</b> 統)			
税	<u></u> 月	年度	7	8	9~10	11~14
	個	均等割(円)	2,500	3,000	同左	同左
市	人	所 得 割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
民税	法人	均等割(円)	資本等の金額         従業者数         税率           資本等の金額         50人超         年間         3,600,000           50億円超         50人以下         492,000           資本等の金額         50人超         2,100,000           50億円以下10億円超         50人以下         492,000           資本等の金額         50人超         480,000           10億円以下1億円超         50人以下         192,000           資本等の金額         50人超         180,000           1億円以下1千万円超         50人以下         156,000           資本等の金額         50人超         144,000           1千万円以下         50人以下         50人の間           (本則         50,000           (本則         60,000)	同 左	同左	同左
		法人税割	$\frac{14.7}{100}$ $\left($ 資本等の金額1千万円以下の法人 $\frac{13.9}{100}$ $\right)$	同左	同左	同左
県具	民税	均等割(円)	700	1,000	同左	同左
(市月と付	民税 計課	所 得 割	○700万円以下 <u>2</u> 100 ○700万円超 <u>4</u> 100	同左	<ul><li>○700万円以下 2 100</li><li>○700万円超 3 100</li></ul>	同左
固	定	資 産 税	$\frac{1.4}{100}$	同左	同左	同左
都	市	計 画 税	0.3 100	同左	同左	同左
軽[	自 動	車 税(円)	○原動機付自転車 四輪以上 50cc以下 1,000 乗 用 営業用 5,500 自家用 7,200 90cc超 1,600 実ニカー 2,500 管幣用 営業用 3,000 自家用 4,000  ○軽自動車 ○小型特殊自動車 二 輪 2,400 農耕作業 1,600 その他 4,700  ○二輪の小型自動車 4,000	同左	同左	同左
市	た	ば こ 税	紙巻たばこ 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	同左	# 2,434円 # 1,155円 ※平成9年4 月1日以後の 売渡し分から 適用	# 2,668円 # 1,266円 ※平成11年 5月1日以後 の売渡し分か ら適用
入	湯	说 ( 円 )	150	同左	同左	同左
特別	1 土	地保有税		同左	同 左	同左
事	業	所 税	新増設分 6,000円 資産割 600円 従業者割 <u>0.25</u>	同左	同左	同左

15~17	18	19	20~21	22~24	25	26
同左	同左	同左	同左	同左	同左	3,500 (東日本大震災復興基本法+500)
※別表 標準税率	※別表 標準税率	$\frac{6}{100}$	同左	同 左	同左	同左
同 左	同 左 ※ 平成18年4月1日以降。 「資本等の金額」は、 「資本金等の金額」	同左	同左	同左	同左	同左
同 左	同 左 ※ 平成18年4月1日以降, 「資本等の金額」は, 「資本金等の金額」	同左	同左	同左	同左	12.1     ( " 11.3       100     ( " 100       ※平成26年10月1日     以後に開始する事業年度から適用
同 左	同 左	同左	1,500 (森林環境税+500)	同 左	同 左	2,000 (東日本大震災復興基本法+500)
同 左	同左	$\frac{4}{100}$	同左	同左	同左	同 左
同左	同 左	同左	同左	同 左	同左	同左
同 左	同左	同左	同左	同 左	同左	同左
同左	同左	同 左	同左	同左	同左	同左
# 2,977円 # 1,412円 ※平成15年7月1日以後の 売渡し分から適用	# 3,298円 # 1,564円 ※平成18年 7月1日以後 の売渡し分か ら適用	同 左	同左	# 4,618円 # 2,190円 ※平成22年 10月1日以 後の売渡し分 から適用	# 5,262円 # 2,495円 ※平成25年 4月1日以後 の売渡し分か ら適用	同左
150 (日帰り客は50円)	同 左	同左	同左	同 左	同 左	同左
課税停止 ※平成15年度以降新規課税停止	同 左	同左	同左	同 左	同 左	同左
資産割 600円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	同左	同左	同左	同 左	同 左	同 左

1. 巾	税税率	の変	<b>巻(統</b> )	
税目		F度	27	28
,	個 均等割	割(円)	3,500	同 左
市	人所得	导 割	<u>6</u> 100	同 左
民	法 均等書	刳(円)	資本金等の金額         従業者数         税率           資本金等の金額         50人超         年間         3,600,000           50億円超         50人以下         492,000           資本金等の金額         50人超         2,100,000           50億円以下10億円超         50人以下         492,000           資本金等の金額         50人超         480,000           10億円以下1億円超         50人以下         192,000           資本金等の金額         50人超         180,000           1億円以下1千万円超         50人以下         156,000           資本金等の金額         50人超         144,000           1千万円以下         50人以下         50,000           (本則         50,000           (本則         60,000)	同左
	法人	税割	12. 1     資本金等の金額1千万円以下の法人     11. 3       100     100       ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用	同 左
県民和	锐 均等害	割(円)	2, 000	同 左
(市民和と併記	脱,所得	事 割	4 100	同 左
固定	資產	<b></b> 税	$\frac{1.4}{100}$	同 左
都市	i 計 画	頭 税	$\frac{0.3}{100}$	同 左
軽自	動車税	. (円)	○原動機付自転車 ○小型特殊自動車 50cc以下 1,000 農耕作業 1,600 90cc以下 1,200 その他 4,700 90cc超 1,600 三カー 2,500 ○二輪の小型自動車 ○軽自動車(三輪) 2,400 4,000 ●軽自動車(三輪以上)	○原動機付自転車 ○小型特殊自動車 50cc以下 2,000 90cc以下 2,000 90cc以下 2,000 ○のののでは 2,400 ○二輪の小型自動車 ミニカー 3,700 ○軽自動車(三輪) 3,600 ○軽自動車(三輪以上)    区 分   新旧税率   上   上   接減 軽減
Ī	市たばこ税		<ul><li>紙巻たばこ</li><li>1,000本につき 5,262円</li><li>旧3級品の紙巻たばこ</li><li>1,000本につき 2,495円</li></ul>	紙巻たばこ 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,925円 ※平成28年4月1日以後の売渡し分から適用
入 湯	入 湯 税 (円) 150 (日帰り客は50円)			同 左
特別	土地保	有 税	課税停止	同 左
事 業 所 税 資 産 割 600円 従業者割 0.23			資 産 割 600円 従業者割 <u>0.25</u> 100	同 左

29	30
同 左	同 左
同 左	8 100
同 左	同 左
同左	同左
同 左	同 左
同 左	<u>2</u> 100
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
紙巻たばこ 1,000本につき 5,262円	紙巻たばこ 1,000本につき 5,692円
旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 3,355円 ※平成29年4月1日以後の売渡し分から適用	<ul> <li>※平成30年10月1日以後の売渡し分から適用</li> <li>旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 4,000円</li> <li>※平成30年4月1日以後の売渡し分から適用</li> <li>加熱式たばこ 重量換算×0.8,(重量換算+価格換算)×0.2</li> <li>※平成30年10月1日以後の売渡し分から適用</li> </ul>
同 左	同 左
同 左	同 左
	同 左

# 市民税(個人)所得割の税率の変遷

年度 区分						市	民 税	所 得	割•	県民	脱所	导 割					
+/2	課税所得階級	万円	15		40	70	100	150		250	400	600	1,000	2,000	3,000	5,000	5,000~
昭和37年~	計	%	4		5	6	7	8		11	12	13	14	15	16	17	18
昭和47年度	市	%	2		3	4	5	6		7	8	9	10	11	12	13	14
	県	%	2		2	2	2	2		4	4	4	4	4	4	4	4
	課税所得階級	万円	30		50	80	110	150		250	400	600	1,000	2,000	3,000	5,000	5,000
昭和48年~	計	%	4		5	6	7	8		11	12	13	14	15	16	17	18
昭和54年度	市	%	2		3	4	5	6		7	8	9	10	11	12	13	14
	県	%	2		2	2	2	2		4	4	4	4	4	4	4	4
	課税所得階級	万円	30		45	70	100	130	150	230	370	570	950	1,900	2,900	4,900	4,900
昭和55年~	計	%	4		5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18
昭和59年度	市	%	2		3	4	5	6	7	7	8	9	10	11	12	13	14
	県	%	2		2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4
	課税所得階級	万円		20	45	70	95	120	150	220	370	570	950	1,900	2,900	4,900	4,900
昭和60年~	計	%		4.5	5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18
昭和62年度	市	%		2.5	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11	12	13	14
	県	%		2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4
	課税所得階級	万円			60		130		260		460		950	1,900	1,900~		
	計	%			5		7		10		12		14	15	16		
昭和63年度	市	%			3		5		7		8		10	11	12		
	県	%			2		2		3		4		4	4	4		
	課税所得階級	万円			120				500					500~			
平成元年~	計	%			5				10					15			
平成2年度	市	%			3				8					11			
	県	%			2				2					4			
	課税所得階級	万円			160				550					550~			
平成3年~	計	%			5				10					15			
平成6年度	市	%			3				8					11			
	県	%			2				2					4			
	課税所得階級	万円			200				700					700~			
平成7年~	計	%			5				10					15			
平成8年度	市	%			3				8					11			
	県	%			2				2					4			
	課税所得階級	万円			200				700					700~			
平成9年~	計	%			5				10					15			
平成10年度	市	%			3				8					12			
	県	%			2				2					3			
	課税所得階級	万円			200				700					700~			
平成11年~	計	%			5				10					13			
平成18年度	市	%			3				8					10			
	県	%			2				2					3			
	課税所得階級	万円			一律					課税所	得階級	万円			一律		
	計	%			10						計	%			10		
平成19年度~	市	%			6			平成30	年度~		市	%			8		
		%			4			1			県	%			2		

# 2. 住民税の所得控除等一覧

項目	平成6年度	平成7年度
給 与 所 得 控 除	(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,650,000円以下 収入金額×40% (3) 1,650,000円超 3,300,000円以下 収入金額×30%+165,000円 (4) 3,300,000円超 6,000,000円以下 収入金額×20%+495,000円 (5) 6,000,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,095,000円 (6) 10,000,000円超 収入金額×5%+1,595,000円	同左
維 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同左
医 療 費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等× 5%)と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同左
社会保険料	支払った金額	同左
所 生命保険料	一般の生命保険料と個人年金保険料をそれぞれ 下表より求めた控除額の合計  支払金額が15,000円以下の場合	同左
得損害保険料	短期損害保険の場合 支払金額が1,000円以下 支払金額全額 1,000円超 3,000円以下 支払金額×1/2+500円 3,000円超 2,000円(限度額) 長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 10,000円)	同左
寄 附 金	{(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%) とのいずれか少ない方の金額}-10万円	同左
控 障 害 者	26万円(特別障害者 28万円)	同左
老年者	48万円	同左
寡婦(寡夫)	26万円(母子家庭 30万円)	同左
勤 労 学 生	26万円	同左
配 偶 者	31万円 (老 人 36万円) (同居特別障害者 52万円)	33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 54万円)
扶養	31万円(特定扶養 39万円) (老 人 36万円) (同居老親等 43万円) (同居特別障害者 52万円)	33万円(特定扶養 41万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 54万円)
配 偶 者特 別 控 除	最高 31万円	最高 33万円

<sup>(</sup>注) 平成元年度から、老人配偶者控除又は老人扶養控除と障害者控除との重複適用ができる。

	項目	平 成 8~10 年 度	平成 11 年度	平成 12~16 年度
給力	与 所 得 控 除	(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40% (3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円 (4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円 (5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円 (6) 10,000,000円超 収入金額× 5%+1,700,000円	同左	同 左
	雑 損	①、②いずれか多い額	同左	同左
	医 療 費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同左	同左
	社会保険料	支払った金額	同左	同左
所	生命保険料	一般の生命保険料と個人年金保険料をそれぞれ 下表より求めた控除額の合計  支払金額が15,000円以下の場合  支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合  支払金額が12,000円を超え70,000円以下の場合  支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合  支払金額が70,000円を超える場合  35,000円	同左	同 左
得	損害保険料	短期損害保険の場合 支払金額が1,000円以下 支払金額全額 1,000円超 3,000円以下 支払金額×1/2+500円 3,000円超 2,000円(限度額) 長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額を額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 10,000円)	同左	同 左
	寄 附 金	{(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%) とのいずれか少ない方の金額}-10万円	同左	同左
控	障害者	26万円(特別障害者 28万円)	26万円(特別障害者 30万円)	同左
	老年者	48万円	同左	同左
	寡婦(寡夫)	26万円(母子家庭 30万円)	同左	同左
	勤 労 学 生	26万円	同左	同左
除	配偶者	33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 54万円)	33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 56万円)	同左
	扶 養	33万円(特定扶養 41万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 54万円)	33万円(特定扶養 43万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 56万円)	33万円(特定扶養 45万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 56万円)
	配 偶 者特 別 控 除	最高 33万円	同左	同左
	基礎	33万円	同左	同左

項目	平 成 17 年 月	ŧ	平成 18 年 度	平成	19年度
給与所得控除	(4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額× (5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額× (6) 10,000,000円超 収入金額×		同左	Ē	左
年金所得控除	(3) 460万円超 820万円以下 収入金額× (4) 820万円超 収入金額× ・65歳未満の者 (1) 130万円以下 (2) 130万円超 410万円以下	1,400,000円 25%+75万円 15%+121万円 5%+203万円 700,000円 25%+37万5千円	(2) 330万円超 410万円以下 収入金額×25% (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15% (4) 770万円超 収入金額×5%・65歳未満の者	6+78万5千円 +155万5千円 同 00,000円	左
	(4)770万円超	15%+78万5千円 5%+155万5千円	(3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15% (4) 770万円超 収入金額×5%		
雑損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×1 ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同左	Ħ	左	
医 療 費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等 5%)と10万円とのいずれか低い金額}	× (限度額200万円)	同左	同	左
社会保険料	支払った金額	(内及 根2007711)	同左	同	左
<b></b> 生命保険料	一般の生命保険料と個人年金保険料をそれる下表より求めた控除額の合計(限度額7万円) 支払金額が15,000円以下の場合 支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合 支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合 支払金額が70,000円を超える場合	支払金額の全額	同左	闰	左
导 損害保険料 空	短期損害保険の場合 支払金額が1,000円以下 1,000円超 3,000円以下 3,000円超 長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 5,000円超 15,000円以下 15,000円超 短期、長期共にある場合	支払金額の全額 支払金額×1/2+500円 2,000円(限度額) 支払金額の全額 支払金額×1/2+2,500円 10,000円(限度額) 上記の合計額 (限度額 10,000円)	同左	同	左
寄 附 金	{(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×2 とのいずれか少ない方の金額}-10万円	25%)	同 左	臣	左
障害者	26万円(特別障害者 30万円)	·	同左	Ē	
老 年 者 寡婦(寡夫)	48万円 26万円(母子家庭 30万円)		廃 止     同 左	同	
勤労学生	26万円 33万円		同左	同	左
表 株 養	(老 人 38万円) (同居特別障害者 56万円) 33万円(特定扶養 45万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 56万円)		同左同左	百	
配偶者	最高 33万円		同左	Ē	左
特別控除	(※)				

<sup>(※)</sup> 他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が38万円以上76万円未満の者

	平成20年度	平成21年度	平成22~23年度
給与所得控除	(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40% (3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円 (4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円 (5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円	同 左	同左
年金所得控除	収入金額× 5%+1,700,000円  ・65歳以上の者 (1) 330万円以下 (2) 330万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円  ・65歳未満の者 (1) 130万円以下 (2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円	同 左	同左
雑 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同左	同左
医療費	(医療費の額ー補てん額) - {(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額200万円)	同左	同左
社会保険料	支払った金額	同 左	同左
所 生命保険料	一般の生命保険料と個人年金保険料をそれぞれ 下表より求めた控除額の合計(限度額7万円) 支払金額が15,000円以下の場合 支払金額が15,000円と超え40,000円以下の場合 支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合 支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合 支払金額が70,000円を超える場合	同 左	同左
	平成19年分より損害保険料控除は廃止。平成18年12月31日		
損害保険料	〒水19十万より損吉保険科在除は廃止。 〒水10十12月31日 までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組	同左	同左
損害保険料	までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組 ①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額×1/2 支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円) {(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%)	同 左 平成20年度の税制改正により、所得 控除から税額控除に変更	同左同左
損害保険料 空	までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組 ①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額×1/2 支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円) 1(支払った家附金の額)と(終面温金額等×25%)	平成20年度の税制改正により、所得	
損害保険料 空 寄 附 金 障 害 者	までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組 ①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額×1/2 支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円) {(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%) とのいずれか少ない方の金額}-10万円	平成20年度の税制改正により、所得控除から税額控除に変更	同左
損害保険料 空 寄 附 金	までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組 ①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額×1/2 支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円) 【(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%) とのいずれか少ない方の金額】-10万円 26万円(特別障害者 30万円) 廃止 26万円(母子家庭 30万円)	平成20年度の税制改正により、所得控除から税額控除に変更 同 左	同左同左
<ul> <li>損害保険料</li> <li>審 附 金</li> <li>職 害 者</li> <li>事婦(寡夫)</li> <li>勤労生生</li> </ul>	までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組 ①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額×1/2 支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円) 【(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%) とのいずれか少ない方の金額}-10万円 26万円(特別障害者 30万円) 廃 止 26万円(母子家庭 30万円)	平成20年度の税制改正により、所得控除から税額控除に変更 同左 同左	同 左 同 左 同 左
控 寄 附 金 障 害 者 老 年 者 寡婦(寡夫) 勤 労 学 生	までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組 ①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額×1/2 支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 「5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円) {(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%) とのいずれか少ない方の金額}-10万円 26万円(特別障害者 30万円) 廃 止 26万円(母子家庭 30万円) 26万円 33万円(日子家庭 30万円) 33万円(特定扶養 45万円) (老 人 38万円) 33万円(特定扶養 45万円) (表 人 38万円)	平成20年度の税制改正により、所得 控除から税額控除に変更 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左	同 左 同 左 同 左 同 左 同 左
接	までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組 ①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額×1/2 支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 「5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 16,000円超 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円) 【(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%)とのいずれか少ない方の金額}-10万円 26万円(特別障害者 30万円) 廃 止 26万円(母子家庭 30万円) アロー	平成20年度の税制改正により、所得 控除から税額控除に変更 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左	同 左 同 左 同 左 同 左 同 左

<sup>(※)</sup> 他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が38万円以上76万円未満の者

平成24年度	平成2	5年度
同左	同	左
同左	①旧契約に基づく保険料の支払金額が 15,000円以下の場合 支払金額全額 15,000円超 40,000円以下 支払金額×1/2+7,500円 40,000円超 70,000円以下 支払金額×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 (一般・個人年金それぞれに適用) ①②共にある場合 上記の合計額(限度額7万円	②新契約に基づく保険料の支払金額が 12,000円以下の場合 支払金額全額 12,000円超 32,000円以下 支払金額×1/2+6,000円 32,000円超 56,000円以下 支払金額×1/4+14,000円 56,000円超 28,000円 (一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)
同 左	同	左
同左	同	左
26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障害者加算 23万円)	同	左
同 左 同 左	同	左左
同 左 同 左		左
33万円 (老 人 38万円)	同	
33万円 (16歳未満の者を除く)   (特定扶養 45万円) (19歳以上23歳未満の者)   (老 人 38万円) (70歳以上の者)   (同居老親等 45万円) ( " )	同	左
同 左	同	左
同左	同	左

項目	平成 26 年度 ~ 平成 28 年度	平 成 29 年 度
	(1) 1,625,000円以下 650,000円	(1) 1,625,000円以下 650,000円
	(2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40%	(2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×409
	(3) 1,800,000円超 3,600,000円以下	(3) 1,800,000円超 3,600,000円以下
	収入金額×30%+180,000円	収入金額×30%+180,000円
	(4) 3,600,000円超 6,600,000円以下	(4) 3,600,000円超 6,600,000円以下
給与所得控除		
百子/月行生/示	収入金額×20%+540,000円	収入金額×20%+540,000円
	(5) 6,600,000円超 10,000,000円以下	(5) 6,600,000円超 10,000,000円以下
	収入金額×10%+1,200,000円	収入金額×10%+1,200,000円
	(6) 10,000,000円超 15,000,000円以下	(6) 10,000,000円超 11,999,999円以下
	収入金額× 5%+1,700,000円	収入金額× 5%+1,700,000円
	(7) 15,000,000円超 2,450,000円	(7) 12,000,000円超 2,300,000円
	・65歳以上の者	
	(1) 330万円以下 1,200,000円	
	(2) 330万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円	
	(3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円	
	(4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円	
	(4) 110万门起	
年金所得控除	15-1-17-19	同左
	・65歳未満の者	
	(1) 130万円以下 700,000円	
	(2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円	
	(3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円	
	(4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円	
	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%)	
雑 損	②災害関連支出額-5万円	同左
ΛE IS		[FI] ZE
	①、②いずれか多い額	
	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%)	
医 療 費	と10万円とのいずれか低い金額}	同左
	(限度額200万円)	, , ,
· 社会保険料	支払った金額	同左
	①旧契約に基づく保険料の支払金額が ②新	「契約に基づく保険料の支払金額が
		,000円以下の場合 支払金額全額
		,000円超 32,000円以下 支払金額×1/2+6,000円
生命保険料		
生叩休峽科		,000円超 56,000円以下 支払金額×1/4+14,000円
		,000円超 28,000円
		般・個人年金・介護医療それぞれに適用)
	①②共にある場合 上記の合計額(限度額7万円)	<del>_</del>
导	平成19年分より損害保険料控除は廃止。平成18年12月31日までに	
	契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組	
	①地震保険料の場合	
	支払金額が50,000円以下 支払金額×1/2	
	支払金額が50,000円超 25,000円(限度額)	
損害保険料	②長期損害保険の場合	同左
	5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円	
	15,000円超 10,000円(限度額)	
空	①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円	
寄 附 金	平成20年度の税制改正により、所得控除から税額控除に変更	同 左
障害者	26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障害者加算 23万円)	同 左
老年者	廃止	同 左
寡婦(寡夫)	26万円(母子家庭 30万円)	同 左
勤 労 学 生	26万円	同左
企配 偶 者	33万円 (老 人 38万円)	同左
除 門 相	33万円 (16歳未満の者を除く)	
扶 養	(特定扶養 45万円)(19歳以上23歳未満の者)	同左
	(老 人 38万円) (70歳以上の者)	
	(同居老親等 45万円)( " )	
配 偶 者特別控除	最高 33万円 (※)	同左
194 175 1945		
基 礎	33万円	同左

<sup>(※)</sup> 他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が38万円以上76万円未満の者

平成30年度
(1) 1,625,000円以下 650,000円
(2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40%
(3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円
(4) 3,600,000円超 6,600,000円以下
収入金額×20%+540,000円
(5) 6,600,000円超 10,000,000円以下
収入金額×10%+1,200,000円 (6) 10,000,000円超 2,200,000円
同左
同 左
同左
①(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%)
と10万円とのいずれか低い金額 (限度額200万円)
②(特定一般用医薬品等購入費-補てん額)-12,000円 (限度額88,000円) 上記 ①、②のいずれか
同 左
pro 41.
同左
同 左
同左
同 左
同 左
同左
同左
同 左
同 左

同 左

## (参考)所得税の所得控除一覧

項目	平 成 5 年 分	平成6年分	平成 7~9 年分
雑 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同左	同左
医 療 費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同左	同左
社会保険料	支払った金額	同左	同左
生命保険料	支払金額が支払金額全額25,000円以下の場合支払金額×1/2+12,500円25,000円超50,000円以下支払金額×1/4+25,000円50,000円超50,000円(個人年金保険料についても生命保険料控除と同じ仕組みで別枠控除される。)	同左	同左
損害保険料	短期損害保険の場合 支払金額が2,000円以下 支払金額全額 2,000円超 4,000円以下 支払金額×1/2+1,000円 4,000円超 3,000円 長期損害保険の場合 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 15,000円)	同左	同左
寄 附 金	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の25%) とのいずれか少ないほうの金額}-1万円	同左	同左
障害者	27万円(特別障害者 35万円)	同左	同左
老年者	50万円	同左	同左
寡婦(寡夫)	27万円(母子家庭 35万円)	同 左	同左
勤労学生	27万円	同左	同左
配偶者	35万円 (老 人 45万円) (同居特別障害者 65万円)	同左	38万円 (老 人 48万円) (同居特別障害者 68万円)
扶養	35万円(特定扶養 45万円) (老 人 45万円) (同居老親等 55万円) (同居特別障害者 65万円)	35万円(特定扶養 50万円) (老 人 45万円) (同居老親等 55万円) (同居特別障害者 65万円)	(老 人 48万円) (同居老親等 58万円)
配 偶 者特 別 控 除	最高 35万円	同左	最高 38万円
基 礎	35万円	同左	38万円

平 成 10 年 分	平成 11 年 分	平成 12~15 年分	平成 16 年分
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同 左	同左	同左	同左
同左	同左	同 左	同左
同左	同左	同左	同 左
同左	同左	同左	同左
27万円(特別障害者40万円)	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同 左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
38万円 (老 人 48万円) (同居特別障害者 73万円)	同左	同左	同左
38万円(特定扶養 58万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)			同左
同左	同左	同左	最高 38万円(他の扶養親族とされ る者、事業専従者及び控除対象配偶 者に該当しない者で合計所得金額 が76万円未満の者)
同左	同左	同左	同左

## (参考)所得税の所得控除一覧(続)

項目	平 成 17 年 分	平 成 18 年 分		
雑 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同 左		
医 療 費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同左		
社会保険料	支払った金額	同 左		
生命保険料	支払金額が支払金額全額25,000円以下の場合支払金額×1/2+12,500円25,000円超50,000円以下支払金額×1/4+25,000円50,000円超50,000円(個人年金保険料についても生命保険料控除と同じ仕組みで別枠控除される。)	同 左		
損害保険料(地震保険料)	短期損害保険の場合 支払金額が2,000円以下 支払金額全額 2,000円超 4,000円以下 支払金額×1/2+1,000円 4,000円超 3,000円 長期損害保険の場合 支払金額が10,000円以下 支払金額を額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 15,000円)	同 左		
寄 附 金	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の30%) とのいずれか少ないほうの金額}-1万円	((支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の30%) とのいずれか少ないほうの金額)-5,000円		
障害者	27万円(特別障害者 40万円)	同左		
寡婦(寡夫)	27万円(母子家庭 35万円)	同左		
勤労学生	27万円	同左		
配偶者	38万円 (老 人 48万円) (同居特別障害者 73万円)	同左		
扶養	38万円(特定扶養 63万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)	同左		
配 偶 者特別控除	最高 38万円(他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象 配偶者に該当しない者で合計所得金額が76万円未満の者)	同左		
基 礎	38万円	同左		

平 成 19~22 年 分	平 成 23 年 分
同左	同左
同左	同左
同左	同左
同左	同 左
平成19年分より損害保険料控除は廃止。平成18年12月31日 までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組 ①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額全額 支払金額が50,000円超 5万円 ②長期損害保険料の場合 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 ①、②共にある場合 上記の合計額 (限度額 50,000円)	同左
{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の40%)	((支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の40%)
とのいずれか少ないほうの金額}-5,000円	とのいずれか少ないほうの金額〉-2,000円
同 左	27万円(特別障害者 40万円) (同居特別障害者加算 35万円)
同左	同左
同左	同左
同左	38万円 (老 人 48万円)
同左	38万円(16歳未満の者を除く) (特定扶養 63万円)(19歳以上23歳未満の者) (老 人 48万円)(70歳以上の者) (同居老親等 58万円)( " )
同左	同左
同左	同左

# (参考)所得税の所得控除一覧(続)

(2.3/1)	付がりかけては、 見、 物・	
項目	平 成 24 年 分 ~ 平 成 28 年 分	平 成 29 年 分
雑 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同左
医 療 費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	① (医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円) ② (特定一般用医薬品等購入費-補てん額)-12,000円(限度額 88,000円) 上記①、②のいずれか
社会保険料	支払った金額	同左
生命保険料	①旧契約に基づく保険料の支払金額が 25,000円以下の場合 支払金額全額 25,000円超 50,000円以下 支払金額×1/2+12,500円 50,000円超 100,000円以下 支払金額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (一般・個人年金それぞれに適用) ①②共にある場合 上記の合計額 (限度額12万円)	40,000円超 80,000円以下 支払金額×1/4+20,000円 80,000円超 40,000円 (一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)
損害保険料(地震保険料)	平成19年分より損害保険料控除は廃止。平成18年12月31日までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組①地震保険料の場合支払金額が50,000円以下支払金額全額支払金額が50,000円超 50,000円 2長期損害保険料の場合支払金額が10,000円以下支払金額を額 10,000円超 20,000円以下支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 15,000円 15,000円 15,000円 (限度額 50,000円)	
寄 附 金	{(支払った寄付金の額)と(絵所得金額等の合計額の40%) とのいずれか少ないほうの金額}-2,000円	同左
障害者	27万円(特別障害者 40万円) (同居特別障害者加算 35万円)	同 左
寡婦(寡夫)	27万円(母子家庭 35万円)	同左
勤労学生	27万円	同左
配偶者	38万円 (老 人 48万円)	同左
扶養	38万円(16歳未満の者を除く) (特定扶養 63万円)(19歳以上23歳未満の者) (老 人 48万円)(70歳以上の者) (同居老親等 58万円)( リ )	同左
配 偶 者特 別 控 除	最高 38万円 (他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控 除対象 配偶者に該当しない者で合計所得金 額が76万円未満の者)	同左
基 礎	38万円	同左

平成	30	年 分	
	同	左	
	同	左	
	同	左	
	同	左	
	同	左	
	同	左	
	同	左	
	同	左	
	同	左	
納税者の合計所得金額が	900万	T円以下	38万円 (老人 48万円)
II .	900万	円超950万円以下	26万円 (老人 32万円)
n,		円超1,000万円以下	
II	1, 00	0万円超	控除なし
	同	左	
納税者の合計所得金額が	900万	7円以下	最高38万円
n.	900万	円超950万円以下	最高26万円
n,	950万	円超1,000万円以下	最高13万円
n,	1, 00	0万円超	控除なし
※他の扶養親族とされる者	、事業	専従者及び控除対象配偶	禺者に該当しない者で

同左

# 3. 過去5ヵ年における主な税制改正等による増減収額

_									(単位:百万円)
税目		_	年	度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年 度	平成 29 年度
		市	民	/ 税	<ul><li>○生命保険料控除の改組</li><li>△ 20</li><li>○退職所得10%税額控除の廃止</li><li>117</li><li>○退職所得課税の見直し</li></ul>	○給与所得控除の 見直し			○給与所得控除の 見直し 131
					27				
法)	人	市	民	税	○法人税の実効税 率の引下げ等 △ 2,721	等	<ul><li>○地方法人税の創設</li><li>△ 3,257</li></ul>		もの等
固匀	定	資	産	税					
軽!	自	動	車	税				○二輪車等の 標準税率引上げ等 282	
					○県たばこ税から の税源移譲 1,479			○旧三級品に係る特例 税率の段階的廃止 42	○旧三級品に係る特例 税率の段階的廃止 39
事	業	Ē	折	税					
都「	市	計	画	税					
その		の 市		他税		_		_	
市	税	í	<b>全</b>	計	△ 1,118	84	△ 3,257	△ 3,184	△ 158
自重譲		車 与	重	量税		○車体課税の見直し 22	○エコカー減税の 見直し 84		
航雪	空	機	燃	料		○譲与基準の見直し		○譲与基準の見直し	
譲		与		税		△ 147	△ 165	△ 159	
所 交		得 付		税割金					○県費負担教職員 制度の見直し 267
県所臨		民得交		税割金		O12-31-1-19	O12-41 C 31 1 · W		○県費負担教職員 制度の見直し 29,436
交		消付		税 金		○税率の引上げ 2,891	○税率の引上げ 9,023		○清算基準の見直し △ 388
							0 4146 d 0		
自 取 交		動得付		車税金		<ul><li>○税率の引下げ</li><li>△ 508</li></ul>	○エコカー減税の 見直し △ 58		
取 交 そ 譲	の	得 付	也	税			見直し		

(注)端数の関係で、総数と内訳の合計とは一致しない場合がある。